

役員等報酬規程

社会福祉法人美山友愛会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人美山友愛会(以下「法人」という。)は、定款8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事(以下「役員等」及び、評議員選任・解任委員に対する報酬等の支給基準について、必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
 - (2) 理 事、但し法人と雇用契約を締結していない者に限る。
 - (3) 監 事
 - (4) 評議員選任・解任委員
- 2 理事で法人と雇用契約を締結しているものは、法人の給与規程に従い、職員としての報酬(給与)を支払うので、この基準の対象とならない。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については、定時評議員会、評議員会
- (2) 理 事については、理事会、その他出席した会議
- (3) 監 事については、理事会、監事監査、その他出席した会議
- (4) 役員等が、その任務を実行するに当って理事長が必要と判断した会議、研修会等

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬は1回につき次のとおりとする。 (単位；円)

区 分	報 酬	実費弁償費
評議員業務報酬等	5, 0 0 0	3, 0 0 0
理 事業務報酬等	5, 0 0 0	3, 0 0 0
監 事業務報酬等	5, 0 0 0	3, 0 0 0
評議員選任・解任委員業務報酬等	5, 0 0 0	3, 0 0 0

※報酬及び実費弁償費の合計額については、給与所得とし、原則源泉所得税乙表を適用し、所得税を差し引いた額を現金で支給する。

※評議員選任・解任委員業務報酬等については、同運営規則第5条に基づき、出席した委員に対して支給する。

ただし、委員の出席日が理事会等の会議と同日開催の場合には理事会等を優先し、二重には支給しない。

また、法人と雇用契約のある事務局委員には支給しない。

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を得るものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日施行。

平成31年4月1日改正。